

夫によるDVと子どもへの虐待に悩む障がい者への支援

■人権キーワード

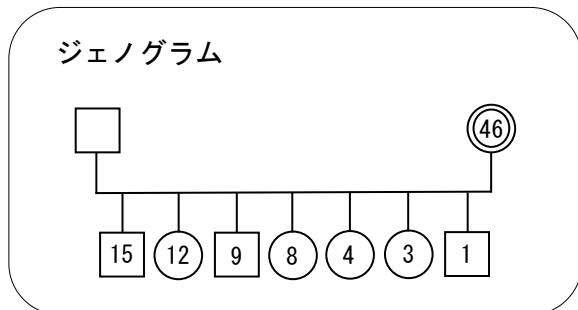
- 女性（DV）、子ども（虐待）、障がい

■相談者

- 46歳、女性。精神科に通院しており、精神障害者保健福祉手帳を所持。障害基礎年金を受給している。以前、就労移行支援事業を利用していたが、就労には至っていない。
- 虚偽の言動で周囲を混乱させるなど、対人関係に課題がみられる。

■家族状況

- 夫：40歳代後半、運送会社勤務。休日には朝から飲酒を続けるなど、アルコール依存の傾向がある。
- 子ども：7人（男3人、女4人）、うち4人は児童養護施設に入所している。
- 相談者は母子家庭で育っており、母親とは死別している。
- 夫は実家と絶縁状態であり、連絡を取り合うことはない。
- 夫は就労しており、相談者の障害基礎年金と子どもの加算分を合わせるとただちに経済的に困窮する状態ではないが、夫婦とも浪費の傾向があり、適切な金銭管理ができていない。



■相談の主訴

- 子どもと一緒に、夫の暴力から逃れたい。

■相談に至った経緯

- 相談者が行政のDV相談窓口に来所。

■相談内容・相談者の状況等

- 相談者は夫より性行為を強要される等の性的なDVを受けている。また、夫は家庭内で支配的に振る舞っており、相談者に対し身体的な暴力を振るうことがあるほか、精神的に追い詰めたり、他の女性と公然と交際したりすることもある。
- 相談者はこれまで妊娠・出産や中絶を繰り返してきたため、次に妊娠すれば母体に危

険が及ぶ可能性を産科医より指摘されているが、夫には避妊に協力する意思がみられない。

- ・相談者は子どもの生育環境を整えるため、子どもたちを父親（相談者の夫）から引き離して育てたいと考えている。また、自身も離婚を前提に一時保護を受けることを希望している。
- ・相談者と夫は、夜間に子どもを放置してパチンコに出かけるなど、ネグレクトの傾向があり、子どもは不衛生で栄養不良の状態にある。ただし、子どもが乳幼児の間は養育にも比較的積極的であるため、7人の子どものうち上の4人について、児童養護施設への入所措置が取られている。
- ・相談者は以前他県に居住しており、そこでも2度、シェルターへの一時保護が実施されている。しかし、施設のスタッフとトラブルを起こしたり、勝手に施設を退所して夫の元に戻ったりするなど、相談者自身にも問題行動がみられる。

■対応

- ・相談者より一時保護を受ける意思を確認し、行政のDV支援担当課に保護を要請・実施した。
- ・相談者からの訴えを受けて、行政の児童相談担当課に、乳幼児3名の一時保護を要請・実施した。
- ・相談者が一時保護施設入所中に、性暴力被害者救援機関の協力を得ながら子宮内避妊器具の施術を受けられるよう支援した。
- ・一時保護施設退所後に、母子生活支援施設への入居手続きを支援。今後、母子生活支援施設に入居しながら、離婚に向けた協議を行なう予定である。
- ・相談者に浪費の傾向がみられたことから、新生活に向けて、適切な金銭管理計画を提案・助言した。

■評価および今後の課題

- ・一時保護を実施したことで、相談者と子どもの安全を確保することができた。
- ・避妊器具の施術を実施したことで、母体の保護につなげることができた。
- ・母子生活支援施設への入居と金銭管理計画の提案・助言によって、相談者と子どもが新たな環境で安全に適切な生活が送れるようになった。
- ・相談者のニーズや希望が明確ではなく、虚偽の言動や問題行動等により支援者からも誤解を受けやすい状態であったため、入念なヒアリングやカンファレンスを行ない、各機関が緊密な連携をとれるようにした。
- ・相談者が過去に一時保護先でトラブルを起こしたり勝手に退所して夫の元に戻ったりしていることから、各機関の連携のもとで、中・長期的な対応や見守りを継続していく必要がある。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス

- ・市町村の人権担当課
- ・市町村のDV支援担当課

- ・市町村の児童相談担当課
- ・市町村の障がい福祉担当課
- ・市町村の福祉事務所
- ・保育所、子育て支援施設
- ・スクールソーシャルワーカー（S S W）
- ・コミュニティソーシャルワーカー（C S W）
- ・民生委員・児童委員
- ・大阪府女性相談センター
- ・府内の子ども家庭センター、配偶者暴力相談支援センター
- ・性暴力救援センター・大阪（S A C H I C O）
- ・大阪府母子・父子福祉センター
- ・母子家庭等就業・自立支援センター
- ・地域就労支援センター
- ・公共職業安定所（ハローワーク）
- ・隣保館、人権文化センター
- ・市町村人権協会